

国地契第151号
平成18年3月31日

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）の一部を下記のように改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、通知する。

記

第6第1項中「第4第2項」を「第5第2項」に改める。

様式第1中本文になお書として次のように加える。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成18年3月31日付け国地契第150号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、平成〇〇年〇月〇日までに総務部契約課にその旨を記載した書面を提出されたい。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(指名停止の通知)</p> <p>第6 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第5第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式1、様式2又は様式3により通知するものとする。</p> <p>2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該地方整備局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。</p>	<p>(指名停止の通知)</p> <p>第6 部局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第4第2項の規定により指名停止の措置対象区域を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式1、様式2又は様式3により通知するものとする。</p> <p>2 部局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が当該地方整備局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。</p>

様式第 1

(用紙 A 4)
番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部局長名 印

指名停止通知書

この度、貴 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はか
かる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる
事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の
詳細について報告されたい。)

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領(平成18年3月3
1日付け国地契第150号)の定めるところにより、当職に対してこの
措置について苦情申立をすることができる。この場合においては、平成
〇〇年〇月〇日までに総務部契約課にその旨を記載した書面を提出され
たい。

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の措置対象区域 ④
- 3 指名停止の理由 ⑤

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要
等を記載する。

様式第 1

(用紙 A 4)
番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

部局長名 印

指名停止通知書

この度、貴 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。
よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はか
かる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。② (今後はかかる
事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の
詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の措置対象区域 ④
- 3 指名停止の理由 ⑤

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第6第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、指名停止の措置を講ずる対象区域を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要
等を記載する。